

I 小規模事業者経営改善資金

【略称: マル経融資】

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間(うち据置期間)	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)
利率	年1.21% (令和3年11月1日現在)	
その他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会会長の推薦が必要です。	

【略称: コロナマル経融資】

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額(別枠)	1,000万円以内(別枠)	
ご返済期間(うち据置期間)	7年以内(3年以内)	10年以内(4年以内)
利率	年1.21%(令和3年11月1日現在) 当初3年間: 基準利率 - 0.9%(注) 3年経過後: 基準利率	
その他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会会長の推薦が必要です。	

(注)一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

ご利用いただける方

商工会の経営指導を受けて事業の改善に取り組んでいる方で

1. 従業員数
常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業
〈宿泊業および娯楽業を除く〉の場合5人以下)であること

2. 税金完納(所得税(法人税)、事業税、住民税)
・6ヶ月以上、商工会の経営指導を受けていること
・最近1年以上同一商工会の地区内で事業を営んでいること

以上の条件を満たしている方です。

お申込みに必要なもの

■個人営業の方

- 前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
- 所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書

■法人営業の方

- 前期・前々期の決算書および確定申告書(控)
- 決算6ヶ月以上経過の場合は最近の試算表
- 所得税、事業税、法人住民税の領収書または納税証明書

※設備資金のお申込については見積書、カタログなどが必要となります。

ご利用の手続きは簡単です

- ①商工会へご相談、お申込ください。
- ②商工会から日本政策金融公庫へ推薦いたします。
- ③日本政策金融公庫からご融資いたします。



※審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

上記に加え、コロナマル経融資は

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方

お申込み先 / 京丹後市商工会

貸出機関 / 日本政策金融公庫舞鶴支店

II 日本政策金融公庫

【一般貸付】 **ご利用いただける方**

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます。
(金融業・投機的事業・一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になれません)

資金のお使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
ご融資額	4,800万円以内		7,200万円以内
ご返済期間(うち据置期間)	5年以内 【特に必要な場合は7年以内】 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)
利率	年1.06%~2.55% (令和3年11月1日現在) お申し込み、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。		
保証人・担保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。		

※上記の返済期間を超えるお取り扱いをご希望の場合は窓口でご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】 **ご利用いただける方**

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近1ヵ月間等の売上高(※1)または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
2. 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれか(※2)と比較して5%以上減少している方

(1)過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高

(3)令和元年10月から12月の平均売上高

(※1)「最近1ヵ月間等の売上高」には、最近1ヵ月間の売上高に加え、「最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間」における売上高を含みます。

(※2)最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記(1)~(3)の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高

資金のお使いみち	国民生活事業		中小企業事業	
ご融資額(別枠)	8,000万円以内(別枠)		6億円(別枠)	
ご返済期間(うち据置期間)	運転資金 15年以内(5年以内)		設備資金 20年以内(5年以内)	
利率	6,000万円以内の部分	6,000万円を超える部分	3億円以内の部分	3億円を超える部分
	当初3年間: 基準利率 - 0.9%(注) 3年経過後: 基準金利	基準利率	当初3年間: 基準利率 - 0.9%(注) 3年経過後: 基準金利	基準利率
担保	無担保			

(注)一部の対象者については、基準利率 - 0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

【教育資金のご融資(国の教育ローン)】

ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収(所得)が次表に該当する方

扶養するお子さまの人数	給与所得者(事業所得者)
1人	790万円(600万円)
2人	890万円(690万円)
3人	990万円(790万円)

(注1)「扶養するお子さまの人数」とは、お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

(注2)4人以上の上限についてはお問合せください。

(注3)お子さまが2人以内で一定要件を満たす方や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて世帯収入(所得)が減少している方については、世帯年収上限額の緩和があります。

※世帯年収(所得)には世帯主のほか、配偶者等の収入(所得)も含まれます。
※今年の世帯年収(所得)が左記の金額以内となる見込みのある方(【一定の要件】に該当することになる方を含む)はご利用いただける場合があります。
※ご親族などでもご利用いただける場合があります。

ご融資額

お子さま1人につき **350万円以内**
※一定要件に該当する場合は、**上限450万円**まで
(ご融資限度額内で重複してご利用が可能です。)

ご返済期間 15年以内(※1、※2)

利率 年1.65%(※1)(令和3年11月1日現在)

(※1)交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得132万円)以内の方または扶養するお子さまの人数が3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方については、返済期間の延長(18年以内)、金利・保証料低減の優遇制度があります。
(※2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて世帯収入(所得)が減少している方には、返済期間延長等の特別措置があります。

*詳しい制度の内容やご利用については日本政策金融公庫の支店窓口までお問合せください。

お問い合わせ先 / 日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業 ☎0773-75-2211 日本政策金融公庫 京都支店 中小企業事業 ☎075-221-7825

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする

京丹後市商工会

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1 TEL.0772-62-0342 FAX.0772-62-3553

大宮支所/TEL.68-0038 網野支所/TEL.72-1863 丹後支所/TEL.75-2222 弥栄支所/TEL.65-3137 久美浜支所/TEL.82-0155

https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp ☑kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp